

Title	辛亥革命後日本の対華外交の転換：漢口・兗州・南京事件を中心に
Sub Title	The change of Japan's diplomacy to China after the Revolution of 1911 : study on case of Hankou, Yanzhou, Nanjing Incident
Author	霍, 耀林(Huo, Yaolin)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2020
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.36, (2019.), p.215- 251
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20190000-0215

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

辛亥革命後日本の対華外交の転換

——漢口・兗州・南京事件を中心に——

霍 耀 林

はじめに

一九二（大正元）年、武昌蜂起によって清朝が廃絶、中華民国が成立し、孫文は初代の臨時大總統に就任したが、北京の袁世凱主導の政權と併存することになった。後に、南北交渉によって、袁世凱が二代目の臨時大總統となった。ところが、最初の総選挙で、孫文、宋教仁などが指導する国民党が国会の第一党となり、袁世凱政權と国会の關係は対立の様相を呈した。このような情況は宋教仁の暗殺によって一層悪化していった。一九一三年七月、ついに、袁世凱を打倒しようとした革命派によっていわゆる第二革命が起きた。こうして、

中華民国政府が樹立し、諸国の承認も得ないまま国内政治の動揺が続いていた。

当時の日本は周知のように、憲政擁護運動が盛んだったことよって第三次桂内閣が倒れ、立憲国民党や政友会の硬派や世論の反発にもかかわらず、西園寺公望の推薦と政友会幹部硬派以外の大勢の支持者を得た第一次山本内閣が発足した。これで、山本内閣の政策は当然政友会ないし第二次西園寺内閣の政策にそって形成されていくことになるのである⁽¹⁾。

対華外交政策からみれば第二次西園寺内閣の対華政策の立案者は阿部守太郎政務局長である。阿部が政務局長に就任したのは一九二二年五月西園寺内閣内田康哉外相の下であった。この年の十月初め、阿部局長は内田外相の命を受け、「対支政策」を起草した。内田外相はこれを西園寺首相の閲覧を経てから桂太郎に送付している。山本内閣が成立した後、牧野伸顕外相は日中親善強化に資する合理的な中国政策の展開を意図したため、阿部がこの「対支政策」を更に整理し、それが山本内閣の対華政策の基軸となった。その要点は、満蒙に對してはあくまでも領土的な野心を排し、平和的な方法によつて利権の伸張を図り、中国との親善関係を図ることに努め、ロシアとの協調関係を維持することであった。また、中国全体に對しては、日英同盟にそつてイギリスと協調関係を以て、通商の伸張に努め、在留邦人の平和的活動を進展させることを根本方針とし、その遂行のためには、軍部を押さえて、外交の統一を図るべきであるというものであった⁽²⁾。

このような対華政策の基本方針に基づき、牧野外相はこの時期、外交方針を誤らないことを彼の使命とした⁽³⁾。しかし、この時期の日本の対華外交における二元外交、三元外交の存在は疑問の余地がなく、確実に存在していた⁽⁴⁾。もちろん、この結果は牧野外相の本来の志と明らかに違つた。なぜそのような結果になつたのだろうか。牧野外相の対華政策の展開過程における転換、あるいは、牧野外相の意図した対華政策の実施に当た

り、何かに遭遇したのだろうか。この問題に対して、従来の研究は牧野外相自身のリーダーシップや当時日本の対華外交ルートなどの視点から研究が行われてきたが、その二元または三元外交の様相を必ずしも明らかにしたとは言えない。⁽⁵⁾

本稿は中国第二革命の際に発生した三つの事件⁽⁶⁾を検討し、牧野の対華外交一元化への過程における挫折およびその変容を明らかにしたい。

一九一三（大正二）年夏、中国はいわゆる第二革命が勃発、国内政治の動揺が続く状況において、日本国内の対華政策に関する世論が沸騰してきた。その原因は八月五日兗州川崎大尉監禁事件、八月十一日漢口西村少尉拘禁事件と九月一日南京での日本人殺害及び略奪事件である。本稿は陸軍、外務省、対支同志連合会の事件に対する対応の考察を通し、辛亥革命後に日本政府の対華外交の実態を究明しようとするものである。

一 漢口・兗州・南京事件に関する日中両国の折衝

（一）漢口事件

辛亥革命の勃発によって、南京に中華民国臨時政府が樹立された一九二一年一月一日、日本陸軍の歩兵一大隊と機関銃隊からなる中清派遣隊（後に中支派遣隊と改称）⁽⁷⁾が長江中流域にある漢口に駐屯を開始した。

第二革命が勃発した際、漢口は北軍の占領下に置かれた。江岸停車場は江西省南軍を鎮圧するための重要な基地であったため、戒厳令が發布され、厳重な警戒下にあった。それにもかかわらず、同地日本軍が北軍の状

況を偵察するため、五月北軍来漢以来、毎日平服及び制服偵察將校を派遣していた。⁽⁸⁾

八月十二日、在漢口芳沢謙吉総領事は牧野外相に中支派遣隊司令官与倉喜平大佐及び湖北交渉員胡朝宗の芳沢総領事に対する談話を報告した。⁽⁹⁾ それによると、当日与倉司令官は領事館に来訪、次のようなことを述べた。前日の午後六時頃、偵察のため、派遣隊西村少尉に兵卒一名を附し、江岸停車場に派遣した。少尉はそこで休憩中、一將校の指揮下にある中国兵四十名から上衣を裂かれ、刀や棍棒を以て頭部及び背中を乱打されたうえ、数時間間制縛監禁された。

一方、湖北交渉員の胡朝宗の話は全く違っていた。江岸停車場が戒嚴令執行地であるにもかかわらず、日本人少尉は警戒線に入り、江西湖南に行く兵員数などを歩哨に質問した。歩哨は日本人少尉に警戒線より外に立ち去るように注意した。しかし、西村少尉は聞き入れなかったのみならず、帯剣を以て歩哨の左の肘を切ったため、中国兵士が上衣と帯剣を剥ぎとり、拘留した。鎮守使杜錫均は報告に接し、少将一名を派遣し、当該日本人少尉を日本軍に引き渡した。湖北都督黎元洪はこの報告に接し、大いに驚き、交渉員を通して日本人將校の処罰と取り締まりを要求した。⁽¹⁰⁾

芳沢のこの報告の欄外に「現下ノ湖北官憲の疑心ニ顧ミ、与倉大佐及西村少尉ノ措置ハ甚だ不用意千万ト認ム」⁽¹¹⁾との注記がある。この時はまだ、事件に関する日中両国の調査はまだ行われておらず、事件の真実もまだ明らかになっていなかった。しかし、芳沢は日中両方の報告から事件に対する出先機関の不用意さをすでに認識した。なぜかと言うと、江岸停車場は北軍の根拠地として、警戒を頗る厳にしており、領事館も従来屢々館員を派遣していた。ただし、領事館員は歩哨の注意を尊重したためなら咎められたことがなかった。⁽¹²⁾ ゆえに、芳沢は与倉大佐及び西村少尉の振る舞いが不用意千万なものと思つた。つまり、芳沢は、日本の出先機関

が中国側歩哨の注意を尊重したかどうかという問題をしたのである。

事件発生三日後の十五日、牧野外相は芳沢に訓令を發し、事件に関する関係者の書面報告の要領及び芳沢自身の意見を提出させた⁽¹³⁾。事件について牧野は慎重な態度を示した。しかし、十六日になると、牧野のこの態度が一変して、次のような訓令を芳沢総領事に与えた。それは「本件ノ原因如何ハ暫ク措キ、兎モ角我將校ノ上衣ヲ剝キ、帶劍ヲ奪ヒ、毆打ノ上、數時間間制縛監禁シタル事實、其事ガ我陸軍ニ対スル重大ナル侮辱ナリト認ムル」、それで「貴官ハ政府ノ訓令トシテ、不敢此点丈（中略）黎元洪ニ嚴重ナル警告ヲ与へ、帝國政府ハ此点ニ付、必ズ支那側ノ責任ヲ問フベク、充分ナル満足ヲ求ムル決心ナル⁽¹⁴⁾」というものであった。

事件に関する調査はせず、芳沢の具申も待たず、事件の原因の如何にもかかわらず、とにかく、事件を陸軍に対する重大な侮辱と見なし、中国に責任を問うなど、牧野の慎重だった態度が急変した。事件に対する牧野の態度はなぜこのように急変したのだろうか。その原因について史料がないため明らかにできないのだが、以下の史料から、若干のヒントが得られるかもしれない。

八月十六日、参謀本部第二部長の宇都宮太郎はその日記に「江岸停車場事件に付、昨日総長、次長の意志を聞き、自分の意見^{オモ}も総合して昨夜中覚書を起稿し、今朝次長に呈す⁽¹⁵⁾。」と記した。

ここでは、宇都宮は十五日に参謀本部総長、次長に事件に関する意見を聞いたことが分かる。それで、事件に対応するため、宇都宮は参謀本部の意見を覚書として起稿して、十六日次長に提出した。この覚書の内容はわからないのだが、論者は事件の原因を調査せずに直接事件が陸軍に対する重大な侮辱だと牧野が認めたことと何か関係があるのではないかと推測している。なぜかという点、まずは牧野のこの事件に対する態度は前日から急に変化した。牧野はずっと慎重な対華政策の持ち主で、何か契機がなければ、このように態度を急変さ

せたりしないはずである。次に、牧野の中国に責任を問う態度はもつとも陸軍の立場に立っていることを明確に示している。最後に、後述のように、陸軍側の楠瀬陸軍大臣は最初から事件が陸軍の名譽面目に関わっていると外務省に意見しており、この時からすでに介入していた可能性が充分あると考える。

しかし、在漢口芳沢総領事は牧野外相のこの態勢の転換に全く気づかなかつたともいえる。十七日、芳沢は事件の発端、遠因及び処理方針について牧野外務大臣宛てに電報を發した。その中に、芳沢は当時の中国の時局に鑑み、なるべく中国側に対して適正な措置を取ることを提唱した。芳沢はまた、日中双方の報告は全く異なるが、日本派遣隊將校が北軍の根拠地であり当時戒嚴令施行地だった江岸停車場付近に赴いて取つたその行動は遺憾ながら適當かつ穩当だとは言えないと述べている。⁽¹⁶⁾

ここで芳沢が取り上げた中国の時局とは、当然第二革命による混乱の意味が含まれているのだが、中支派遣隊が居留民保護の名目で漢口の日本專管居留地の隣りに兵舎を建築したことが、主權の侵害にあたるとして中国は「喧々囂々としてこれを非難した」⁽¹⁷⁾意味も含まれていると考えられる。

このほか芳沢はこれまで派遣隊と公務上における交渉の經驗（たとえば季雨霖事件、無線電信材料輸入の件）から、派遣隊の報告を真実と認めていない。特に、当時滿州地方において、中国側を抑圧した事件が多発しており、芳沢は、江岸停車場のこの事件の処理を通して中国側に日本政府の公正さを感じ取らせるべきだと牧野外相に上申した。⁽¹⁹⁾

芳沢はつづいて

陸軍側ニ於テ軍服ヲ着用シタルモノニ対シ、斯ノ如キ侮辱ヲ加フルハ甚タ不都合ナリトノ説アルモノノ

如キモ、軍服ヲ着用スルモノハ自己ノ軍規ヲ守ルト同時ニ、他ノ軍規ヲモ尊重スヘキモノナルハ云フ迄ノ
ナク、弱国ナリト侮リテ歩哨ノ注意ヲモ顧ミサルカ如キ行動、果タシテ之レアリトセハ其曲寧ロ我ニアル
ノミナラス、甚タ好マシカラサルコトヲ仕出カシタルモノト云ハサルヘカラス⁽²⁰⁾

と述べている。陸軍軍人は、侮辱されたことが不都合であっても、軍服を着用しているものが自分側の軍規を
守ると同時に、他の軍規も尊重すべきところを、中国側の歩哨の注意を顧みない行動をして、日本人によつて
引き起された事件として、その非が日本側にあると考えていた。

芳沢はまた、中国側は日頃から日本人将校に不満を重ねており、事件が元来一種の殴打事件に過ぎず、本件
をなるべく重要視することを避けるという態度を取ったほうがいいと日本政府に提議した。⁽²¹⁾

八月十九日、芳沢はさらに黎元洪の軍事顧問石竜川、領事館池部書記生、当地同仁医院医師藤田秀一などと
一緒に実地検証に赴き、中国側の被害者少尉武開疆、事件当時に居合わせた兵士たち及び当時停車場二階にい
たフランス人技師などと面会した。調査の結果、芳沢は、事件の発端は日本軍官西村少尉が中国側武開疆少尉
の上腕部を短刀で刺傷して、逃送したため、中国兵士たちに取り押えられ、監禁、殴打されたと判断した。⁽²²⁾

しかし、芳沢のこの調査結果の報告及び事件処理の提議など牧野外相は全然気にかけていなかった。それは
かりでなく、以後事件に関する交渉も直接北京の袁世凱政府との間で行うようになった。つまり、事件に関す
る交渉は地方から中央政府に移転した。この移転について、湖北交渉員胡朝宗と芳沢の間でもずいぶんと交渉
を重ねたが、芳沢は政府の指令を待つほかないと表明した。⁽²³⁾

八月二十三日、牧野外相は在北京山座公使に「曲者ニ対シテハ、仮令我軍人タリトモ我方ニ於テ、其責ヲ問

フノ必要アルベシト雖、当方ノ重ヲ措ク所ハ事件ノ発端如何ニ拘ラズ、苟モ我將校ノ軍衣ヲ剝キ帶劍ヲ奪ヒ、制縛監禁シタルコトガ、帝國陸軍ノ名誉体面上容認シ難キ重大問題ナリトイフニ在リテ⁽²⁴⁾との訓令を發した。

牧野は、たとえ事件の非が日本側にあつても、中国側が將校の軍衣を剝ぎ、帶劍を奪い、監禁するなど日本陸軍の名誉体面をおとした点が容認できないとして問題視する姿勢を示した。また袁世凱にこの点を申し入れ、黎元洪に注意をし、帝國陸軍の名誉に關するこの点につき、誠実に遺憾の意を表し、適當な方法を以て陳謝をすることを要求した⁽²⁵⁾。

牧野のこの態度は陸軍側と非常に似ている。日本陸軍側はこの事件がはじめから陸軍の名誉体面と關わるため、中国側への嚴重抗議を要求した。楠瀬陸軍大臣は「此ノ如キ事件ニシテ続発スルアラハ、愈支那ニ對スル帝國ノ威信ヲ失墜スルノミナラス、諸外國ノ嘲笑ト侮蔑トヲ蒙リ、帝國軍隊ノ支那ニ於ケル行動ハ其ノ平和ノ維持ニ關シ何等ノ価値ナキニ至ルヘク、更ニ帝國ノ既得利權ノ維持、乃至利權ノ確立ニ關シ憂慮スヘク地位ニ陥ラムコトヲ恐ル⁽²⁶⁾」と述べていた。つまり、本事件は帝國軍隊の名誉を大いに毀損し、日本の国權に対し著しい汚辱を与えたものであるとして、断然強硬な態度に出ることが必要だと牧野外相に迫った。

ここからも、陸軍は事件が帝國の威信の失墜を招き、帝國の既得利權の維持、新しい利權の獲得に不利だと考えたことがわかる。ゆえに、中国に対して強硬な態度を取るよう牧野外相に迫ったのである。

陸軍側はなぜこのような対応を取ったのか、これは辛亥革命以来、陸軍が一貫してとっていた積極的な中国進出政策と關わっている。また、目前の權益を獲得することとも關係している。前述のように、中支派遺隊は一九一二年秋から、居留地外に兵營の建築を始め、また無線電信所の設置を計画し始めた。これは条約上なんらの根拠がなく、中国側の反対もしきりにあつた⁽²⁷⁾。陸軍省は漢口事件を絶好の機会としてこの權益を獲得しよ

うと考えた。これは陸軍省が提出した事件解決に関する要求事項からもわかる。

(28) 八月三十日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣宛てに、漢口事件に関して中国政府に要求する事項を照会した。そのなかに「漢口ニ在ル日本兵營敷地及之ニ属スル道路ヲ日本居留地ニ編入スルコト、漢口ニ日本ノ軍用無線電信ヲ植立スルノ権利ヲ認ムルコト」との要求が載せてある。ここからも陸軍は事件に対して対応の要求を出すだけでなく、事件を利用して欲していた利権もあわせて要求していたことがわかる。

しかし陸軍のこの要求案は、九月二日開催された山本権兵衛総理、斉藤実海相、牧野外相出席の閣議（楠瀬陸相は病氣、他の大臣は旅行中のため欠席）で不適當と認められた。九月三日、緩和された要求案を山座公使宛に電報を發した。(31)

この案は陸軍の前案と比べると、大分緩和されたが、相当峻厳なものであった。訓令を受領した山座公使が再び外務省宛て「之ヲ実行スルコト能ハサルヘク、結局尋常手段ヲ以テ我要求ヲ貫徹スルコトノ殆ント不可能ナルヘキハ、予想ニ難カラサル処」(32)、要求は厳しくて、なんら高圧的な手段をとる決心があるかどうか、またこの高圧的な手段の行使は、中国民心の動搖を招き、ボイコット運動を誘発し、日中両国関係に悪影響を及ぼすだけではなく、列国の「傍觀セサル」ことも懸念していて、結果の重大さに鑑み、訓令実施を躊躇して、日本政府に再訓を仰いできた。

これに対して、牧野外相は、漢口事件について陸軍側はもとより政府も重大視して、事件解決に必要な条件を要求することで、「此機会に乘じ、更に何等かの利権を併せ要求することなく、政府は専ら侮辱の救済を目的として、要求条件を定め、其以上に出でざりし次第なり」と回答し、また、兗州・南京事件を加えて、国内の世論が沸騰してきて、以上の要求について他国の非難を受ける理由はないと思うので、中国側と交渉し、事

件を速やかに「落着せしむるように尽力ありたし」と折り返し訓電した。⁽³³⁾

日本側の要求に対する中国側の反応については、後に兗州・南京事件と併せて考察することとし、続いて兗州事件での交渉について述べたい。

(2) 兗州事件

兗州事件について、中国側の張勳（江蘇都督）の調査報告によると、八月五日、川崎享一大尉が泰安駅で捕まり、兗州に護送された。その時、徐州の南は政府軍が用兵中で、兗州一帯は戒厳体制にあり、日本人もかつて南軍を援助したことがあるため、偵察時には注意を要した。後に、兗州の北軍は川崎の所屬や旅の目的が明らかになったので、川崎をすぐに釈放した。同時に、川崎自身は虐待などはなかったとの声明も出した。⁽³⁴⁾

これに対して、八月十五日佐藤鋼次郎支那駐屯司令官が事件に關して在中國山座公使と日本陸軍省宛てに電報を打った。⁽³⁵⁾ それによると、北支派遣隊中隊長、陸軍大尉川崎享一は佐藤司令官の命令で、通訳一名を従え、七月二十八日、天津を出発、私服で津浦線沿道地方の中国軍隊の動静視察中、八月五日、兗州・濟南間を走行中の汽車の中で南軍間諜の嫌疑により北軍の兵士に捕らえられ、八日まで兗州の北軍兵営内に監禁され、さらにこの間、あらゆる凌辱を受けたとしている。佐藤はこれを帝國陸軍への面目上忍びがたい侮辱だと考え、中国への嚴重抗議を山座公使に要求した。⁽³⁶⁾

この事件も漢口事件と同じように、川崎大尉の拘禁により、陸軍が侮辱されたとして日本人の反感を買ったのであった。しかし、実際には、山座公使の調査によれば、川崎の護照（旅券）は本人の請求によって「商人」と記載され、中国側官憲は副署を済ませたが、旅券を交付する際、川崎はやはり「軍人」と記して旅行し

たほうが好都合と考えた。それで、日本領事館と協議の上、「軍人」に修正するように指示したが、領事館側は事務多端のため、失念した。結局、川崎が所持したのは「日商」の文字の上に紙を張って「軍人」と記入した護照であった。川崎が北軍に拘禁されたのはこの護照の訂正の仕方により南方から入り込んだ間諜との疑いをかけられたからであった。⁽³⁷⁾

山座公使はこのいわゆる拘禁事件について、その実態が日本に非常に不利だと考えつつ、帝国陸軍の面目を傷つけた不法行為だと主張し、責任者を嚴重処分すべきであるとした。そして、二十三日、日本臣民は中国官憲に副署された護照を携帯して、中国内地を自由に旅行するべきであり、もし護照を携帯しない、あるいは、不都合があっても、中国官憲はこれを最寄りの領事館へ引き渡すべきであり、この場合にも必要最低限の拘束を加えるのみとし、如何なる場合にも日本臣民に対して不当な待遇を与えるべきではないとした上で、中国軍隊が日本軍人を監禁凌辱したとして、中国外交部に抗議した。⁽³⁸⁾

この兗州事件、漢口事件に比べ、次の南京事件は日本人に三人の死者が出ており、比較的規模の大きい事件である。

(3) 南京事件

九月二日、在上海有吉明総領事は、牧野外相に南京における北軍兵士の日本人虐殺及び略奪を電報で報告した。その電報によると、南京領事館へ避難中の日本人理髮師二名と雜貨行商二名が外出後帰店中に数回の略奪に遭い、やむを得ず、国旗を押し立て再び領事館に行く途中、四人中三人が北軍に銃殺されたとのことであつた。⁽³⁹⁾

翌日、在南京日本領事館船津辰一郎は、一日に北軍が南京を攻め落とした時、日本国旗及び赤十字旗を掲揚した日本人医師を略奪した事件、及び国旗を押し立て領事館へ避難中、三人の日本人が銃殺された事件について、北軍当局者に嚴重抗議をした。⁽⁴⁰⁾

四日、江蘇都督張勳は北京政府に打電して、北軍が南京を攻落した時、南方の反乱軍が敗走途中に略奪をし、北軍はこれを防ぐことができなかつたが、秩序が回復次第、すぐ軍隊を派遣して各国領事館を保護するように指示した。日本人が銃殺され、商店が略奪された罪を北軍に被せることには根拠がないと訴えた。⁽⁴¹⁾

六日、袁世凱は外交総長代理曹汝霖を派遣して、北京の日本公使館に陳謝の意を表すとともに事件真相を調査するため李盛鐸と劉恩源を南京に派遣した。⁽⁴²⁾ また、在日本の中国臨時代表郭左淇を訓令して日本外務省に遺憾の意を表明した。

七日、馮国璋宣撫使は、南京の混乱の収束に伴い、自ら各国領事に面会したが、日本領事だけが病気を口実に面会しなかつたという内容の電報を北京政府に送った。馮はさらに、日本領事が書簡で、日本人が銃殺され、商店が略奪されたことで中国側に抗議をしてきたこと、また、日本領事がこの機に乗じ中国に因縁をつけ、挑発すると危惧したため、外交部から速やかに南京に特派交渉員を派遣するように要請した。⁽⁴⁴⁾

同日、北京政府の返電によれば、南京を攻落する前、中国外交部は南京日本領事館に日本民間人をあらかじめ退去させるよう言明したが、日本領事館はなにもしなかつた。返電はさらに事件がすでに発生したため、責任の所在が北軍か南軍かはともかく、政府が責任をとって賠償の義務を果たすべきであると述べていた。⁽⁴⁵⁾

このように、事件が発生した後、中国側北京政府が積極的に対応した様子が窺われる。これに対して、事件の情報が日本に伝わったときの日本の反応はどうだったのだろうか。

九月二日、事件の情報は既に日本に伝わっていた。三日、朝日新聞は「日本人虐殺」という題目で、非常に目立つ大文字で事件について報道した。

軍艦新高の急行、下関市街は大半烏有に帰し、獅子山は二日午前赤旗を掲げたり南軍は雨華台に依り、二日朝尚猛烈に交戦中なり、領事館は無事、日本人一人国旗を携帯せるも市中にて虐殺されたり、軍艦新高三日午前南京に急行す可し⁽⁴⁶⁾

『東京日日新聞』もほぼ同様の記事で、軍艦が南京へ急行したこと、日本領事館の無事、国旗を携帯している日本人一人が虐殺されたことについて報道した。⁽⁴⁷⁾この記事は国旗を携帯している日本人が虐殺されたことに注意を払うよう読者を促している。『朝日新聞』の記事は元々大文字で、読者の注意を喚起したい意図が窺える。

四日、『朝日新聞』は続いて特電として、馮国璋南京陥落の公報及び南京領事館より日本人虐殺の公報を載せ、同じように日本国旗及び赤十字旗を掲揚していたにもかかわらず、虐殺されたことを強調していた。⁽⁴⁸⁾『東京日日新聞』も、非常に目立った大文字で「邦人虐殺」「国旗の凌辱」という記事を掲載し、日本国内の人々の注目を集めたのである。⁽⁴⁹⁾

五日になると、『朝日新聞』も『東京日日新聞』も事実の判明も待たずに、それぞれほぼ一版面の幅で、続けて「邦人又虐殺」「北軍の暴行極点に達す」「虐殺掠奪頻頻」「国旗の大凌辱」など、非常に目立つ大文字で大々的に報じた。⁽⁵⁰⁾

このように、事件について日本側の報道を総合的に見れば、日本人の虐殺というよりは国旗を携帯している日本人の虐殺のほうがさらに注目を集めた。つまり、国旗が問題の中心となった。これはなぜなのだろうか。

おそらく国旗を携帯している人が虐殺されたことから国旗に対する大侮辱であると見なされたのであろう。国旗が国家の象徴として存在しているため、国旗に対する侮辱イコール国に対する侮辱、このように、人の虐殺事件は国旗に対する侮辱事件から、国に対する侮辱の事件へと昇格した。

さらに、二週間前に発生した漢口事件、兗州事件も自然に人々に思い起こされたであろうことは想像に難くない。そこで、五日になると、この二つの事件は蒸し返され、陸軍の報告が事件の真実であり、それらは帝国内軍に対する大侮辱と認識された。これらの事件は日本人の元々もっている敏感な神経を刺激して、日本国内の世論を刺激した。⁽⁵¹⁾

これらの事件はなぜ侮辱事件と見なされたのだろうか、この問題を理解するには、同時期の日本国内の状況に触れざるをえない。

二 対支同志連合会とその行動

牧野伸顕は外務大臣として在任（一九一三年二月二十日～一九一四年四月十六日）の当時、日本と中国の関係は、米国とメキシコの、あるいは暎、露のバルカンにおける関係よりもいろいろな意味において一層密接であると認識していた。そして、彼は当時中国を研究する支那研究会に対して、「かの徒に私情を挟み、感情に馳せ、理性を没却し、事の真相を極めずして軽々に事を論断し、これが実行を強ひんとする」、また「地理上

の差を拡大し、国交を誤るの基となる」と批判して、注意を与えた。⁽⁵²⁾ 牧野は支那研究会が事の真相を求めないで、私情や感情に馳せた研究として、国交を誤ると考えたのである。

牧野はここで単に支那研究会のことに触れたが、実際に当時活躍している中国を研究する公私団体はまだ多数存在していた。これらの団体は中国に対する研究のみならず、対華世論の喚起、自らの対華施策を貫徹するため、政府特に外務省に圧力をかけたことも屢々ある。よって、以下では前述の三事件の対応に当たった陸軍及び外務省の対応の軌跡を、対支同志連合会の活動を通し辿ってみる。

対支同志連合会の考察に入る前に、まず連合会成立の主唱者である対支研究会について触れておきたい。

一九一三年六月二十九日、『朝日新聞』は中国問題に関する研究のため、大江卓、小川運平、川島浪速、川久保建、田川大吉郎、中村弼、中西正樹、中野常太郎、内田良平、山原知遠、松村雄之進、肥田景之の十二氏が準備委員として対支研究会の発起会が来る七月三日に催されると予告した。⁽⁵³⁾ そして、七月三日、対支研究会の発起会は神田南明俱樂部において開催、趣意書及び規約を決議して、研究会の成立を宣言した。その決議文には「我帝国の支那に対して執るべき方針政策は、先づ南滿州に於ける帝国の優越なる地歩を厳守し、進で内蒙古の開発を図り、以て列国の支那本土に対する分割の趨勢を掣肘し、南方に於ける我經濟的勢力を進むるに在り、而して滿蒙問題の解決は今日の最大急務なりと信す⁽⁵⁴⁾」と記されていた。

この決議から、対支研究会の成立の契機は滿蒙問題の解決の精力的な推進であると見なされた。そして、その勢力を拡大するため、当時すでに活動していた中国問題に関係のある各団体は連合に努めた。七月十九日までに、支那同志会、浪人会、健行会、東邦協会、太平洋会、日華実業協会、日東俱樂部、亜細亜義会、立憲青年党、興龍会など十の団体がすでに賛成の意を表明した。⁽⁵⁵⁾ 二十七日、対支研究会の主唱によって浪人会、日東

俱樂部、日華実業協会、東亜青年協会、太平洋会、大陸会、対外硬青年会、支那同志会、南洋協会、健行会、黒龍会、亜細亜義会の十二団体により対支同志連合会は正式に成立した。⁽⁵⁷⁾この対支同志連合会のメンバー団体と、十九日までに賛成の意を表明した団体を比べてみると、東亜青年協会、大陸会、南洋協会、対外硬青年会など六つの団体が十九日以後新たに加入したことがわかる。これに対して、東邦協会、立憲青年党、興龍会、支那同志会は対支同志連合会に加入しなかった。

これはおそらく対支同志連合会が会の趣旨として掲げた「満蒙問題解決」について論争⁽⁵⁸⁾が存在していることと関わっていると考えられる。

公布された「対支同志連合会規約」によると、対支同志連合会の成立は日本の中国に対する政策の確立を期待し、満蒙問題の解決を図ることを目的とした。⁽⁵⁹⁾これは対支研究会が設立した当初の目的と一致している。つまり、対支研究会のこの発起趣旨は中国に関係するほとんどの研究団体の賛意を得られた。あるいは、この趣旨に対して共感する研究団体が多くなってきた。ここから、当時社会の認識の風向きもある程度窺われる。

さらに、対支同志連合会の趣旨書で「吾人ハ今日ヲ以テ満蒙問題解決ノ時機ナリト信ジ、国論ノ帰一ヲ図リ、進テ政府ノ決行ヲ促サントシ、茲ニ対支団体ヲ糾合シテ対支同志連合会ヲ組織ス⁽⁶⁰⁾」というように説明した。つまり、対支同志連合会は自身が成立した当時が満蒙問題を解決する時機と見なし、対支団体を糾合して国論の帰一を図り、政府の決行を促すことを企てる。

では対支同志連合会が国論を帰一するため、または政府の決行を促すためにとった行動を考察することに先立ち、対支同志連合会はなぜこの時機が満蒙問題を解決する時機だと考えたのだろうか。その原因について触れてみたい。

一九一一年十月、中国で辛亥革命が勃発した後、日本陸軍、参謀本部、駐華公使伊集院彦吉、さらに、一部の民間人は中国への出兵、分割占領などいろいろな対応策を日本政府に提出したが、いずれも具体化していなかった。これは積極的に中国の革命運動に干渉しようとする軍部の不満を買ってしまったのみならず、様々な立場や動機から革命運動に関わっていた民間人の不満も招いた。⁽⁶¹⁾

一九一三年六月、革命派の江西省都督の李烈鈞、広東省都督胡漢民、安徽省都督柏文蔚は袁世凱に免官され、革命を起こす寸前に追い込まれた。この時日本における滿蒙問題の解決を掲げた対支研究会の成立が偶然の産物であったことはなからう。これは対支研究会の発起人と革命派の関係からも分かる。失望していた彼等は中国第二革命の勃発によって新たな機会を見つけたと考えられる。しかし、革命はたちまち袁世凱に鎮圧され、失敗に帰した。にもかかわらず、対支同志連合会は「支那ハ第二革命ノ乱ニ由テ、袁世凱ハ其反対派タル南軍ノ中心ヲ撃破シタルニヨリ、今後暫ク小康ヲ保ツヲ得ベキニ似タルモ、其内状ハ動乱ノ続発ニヨリテ、益ス統治ニ苦ミ、加ルニ借款ニ依テ、愈々破綻ヲ生ジ、列国又之ニ対シテ野心ヲ逞フシ、或ハ政治的ニ、或ハ經濟的ニ、到底瓦解ヲ免レザラントスルノ趨勢ヲ呈シツツアリ」と認識した。⁽⁶²⁾つまり、対支同志連合会は第二革命が表で袁世凱に鎮圧され、撃破されており、裏には動乱の続発、財政難、列国の野心などを加え、瓦解は免れないと考えられた。このような認識の背後には辛亥革命の時に、実現できなかった積極的な中国干渉を、第二革命に際しても同じように実現できなかった民間人が蓄積させていた不満も原因だと考えられる。だからこそ、彼らはこの第二革命のチャンスを利用して滿蒙問題の解決を狙っていた。しかしながら、革命は失敗に終わったものの、別のチャンスが訪れた。それは前述の第二革命の時に発生した三つの事件である。

九月四日、『朝日新聞』、『東京日日新聞』などは南京陥落の公報および日本人の虐殺を報道すると事件の対

応として、政府のみではなく与野党の各党も行動をとった。対支同志連合会らを主とした右翼は緊急会議を開いて激昂した言論を以て、世論を動員したのである。

午後三時、犬養毅、頭山満をはじめ、対支臨時有志の十三人が東亜同文会楼上で南京事件有志会という緊急会議を召集・開催し、種々協議の結果「支那軍隊の我国旗及び良民を凌辱したる事件に対し、政府は先ず外交談判の保証を占取するを要す」との決議を為した。⁽⁶³⁾

対支同志連合会は、事件に対して国家の威信保持並びに居留民擁護において最も迅速強硬な手段を執り、根本的な解決を求める必要があると決議した。さらに、四日午後三時緊急幹事を開き、五日午後一時より評議員会を開き、十分な評議を行うことを決めた。⁽⁶⁴⁾

五日になると、世論がさらに激昂してきて、山本権兵衛首相は事件について天皇に奏上した。事件に関し外交上臨機の処置をとるべきだと奉答した。日本政府は断乎たる処置を出そうという覚悟があったが、楠瀬陸相が在留日本人保護に関し、廟議が決定され次第、一電の下に陸兵出動の準備ある旨を声言した。また、自衛のため陸兵を出動させ、南京を占領し、有力な軍隊後援の下に外交談判を開始すべしという声も盛んに出てきた。⁽⁶⁵⁾

対支同志連合会は五日午後一時に本部で評議員会を開き、宣言書及び決議を公表した。その決議「一、東蒙南滿の要地を占領すること、一、揚子江一帯の要地に出兵すること」を六日午前山本首相と牧野外相に提出した。

六日、『朝日新聞』は「帝国軍人凌辱事件▽最近の二怪事⁽⁶⁶⁾」という記事を陸軍省発表として公表した。漢口事件の真相として、西村少尉が江岸停車場付近を散歩し同地駐屯の支那軍中の日本留学生出身将校を訪問し

ようとした時、中国軍が包囲し、軍帽軍衣を剥ぎ、停車場内の支柱に縛り、衆人の観覧に供したなどと述べた。兗州事件についても川崎大尉が拘禁される期間に囚人同様の待遇で、また兵卒などに罵詈雑言、脅迫強制され、三日間の間に日本官憲に何等の照会もせずあらゆる不法凌辱されたと記述して、陸軍が「面目上敢えて容認すべからざるもの」であると強硬かつ煽動的な態度を表明したため、世論は一挙に燃え上がった。

このような状況下、五日午後七時半頃、ついに阿部守太郎政務局長が凶徒に暗殺される事件が起こった。阿部政務局長は政府「対支政策」の立案者として、中国政策について、かねてから平和的な手段によって通商の拡張、経済的権利の伸長を行うべきと主張し、外交は外務省で統一して行い、軍部も政府の方針に従うべきであるとの意見をもっていた。⁽⁶⁷⁾ 事件について、阿部は「問責師を派すべし、陸軍に命じ要地を占領して嚴重なる談判を試むべし等と、輿論の沸騰却々に甚だしきものあるが如し、然れども之に関する詳細なる報告に接せざれば、団匪の為惨殺せられしとは、趣を異にするを以て直ちに問責の師を派すべし等唱ふるは、早計なりと云はざるべからず」と考え、事件はそれほど重大ではなく、問責師の派遣は早計だと表明した。

さらに、黒龍会が編纂した『東亜先覚志士記伝』によると、阿部局長は「世間では南京事件で日本の国旗が侮辱されたといつて騒いでいるが、要するに国旗は一つの器具に過ぎぬから、こんな問題で憤慨するのは愚かなことだ」と放言したことがあるようだ。阿部のこの態度が猛烈な批判を浴びて、志士の怒りを買ったのである。⁽⁶⁹⁾

この機に乗じて、対支同志連合会は、阿部政務局長が刺殺された事件に掻き立てられた大衆感情の排外主義的側面を利用して、七日、日比谷公園で「対支有志大会」を開いた。四方八方から押し寄せて来た人々が松本

棲を囲んだ。最後に、中国出兵勧告が決議され、散会后また、外務省に殺到して、外相及び次官に面会を求めた。「大臣が不在と押し問答をしているうちに次第に散っていたが、後で聞くと、同夜千駄ヶ谷の私邸に多数のものが押し寄せ、門を超えて侵入し、応接間で私（外相）が帰るのを待っていた様子である」⁽⁷⁰⁾。この示威運動は元々対支同志会が陸軍と呼応して掻き立てたものに過ぎなかつたため、一日限りの単発的なものに終わってしまったと当時の原敬内相は考えた。原内相はその時東北地方を旅行中であり、内務次官水野練太郎から帰京を勧める電報が度々届いたが、「この騒動は政党問題にも非ず、浪人等の企に過ぎざれば警察にて之を激せしめず又当局者狼狽の態度を示さざれば不日平定すべきものなり」⁽⁷¹⁾として帰京しなかつた。

八日午前九時、対支同志連合会は幹事会を開き、前日日比谷松本楼において開いた国民大会の決議について、直ちに実行して中国に出兵せんことを政府当局に要求した。山本首相は「貴意は之を諒とす、然れども出兵の事頗る重大問題なるは勿論、北京に於ける談判は尚未だ夫れ迄に達し居らず、山座公使をして嚴談せしめつつあれば、その報告如何によりて、機宜の処置を執るべし」と言明した。⁽⁷²⁾

このように、対支同志連合会は陸軍側と同調して当時国内の世論喚起の急先鋒となり、外交上、もつとも過激な強硬論を唱導した。

これに対して、「事件突発真相未だ明らかざるに拘らず、遮二無二出兵占領を呼号せる対支同志会の危激なる言説に次、衆愚迎合を以て販売政略の一大用件とする多数新聞紙は競うて煽動的、挑発的、迎合的意見を採録するに努めたるが、陸軍の要職に在る某將軍、某佐官等の意見は就中最も大胆露骨を極め、従つて当時の言説として最も有力なる地歩を占めたるものなりき」⁽⁷³⁾と浅田氏は当時多数の新聞紙が発表した対支同志連合会や陸軍側の、煽動的、挑発的、迎合的な言説を批判したことから、その反面、対支同志連合会が陸軍側と同調し

て、世論を煽動したことも窺われる。

対支同志連合会と陸軍側の同調は単に世論の煽動に止まらなかった。初瀬氏は、より重大な背後関係には外務省の日本将校監禁事件処理を弱腰とみる陸軍省か参謀本部の一部が、対支同志連合会への資金援助をしたこともあったと推測している。⁽⁷⁴⁾

三 辛亥革命後日本の対華政策

この時期、中国をめぐつて、日本と主要列強は裏で相互競争し、中国における利益の拡大を因るのに対して、表面では相互協調の関係を維持していた。このような協調関係を維持できる要因には、中国の領土保全という共通認識があげられる。

帝国の立場より見れば、支那の分割は飽くまで防止して、その保全を図るは最も緊要なることにして、これを対支方針の大綱と言ふべく、帝国の平和を確保する上に於ても、将た通商貿易の前途を考へても、現状維持こそ必要であることは言を俟たない。⁽⁷⁵⁾

このような対華政策から、山本内閣は当然中国自身の内政、南北紛争問題について、袁政府側にも反袁政府側にも偏らない中立的な立場をとるほうがよいと思われる。しかし、事実と結果からみれば、果たしてそうだったといえるのか。

中華民國が成立してから、財政上の基礎が整わず、多額の費用を調達するための財政問題は第一の急務となり、これは南北大統領が交代して、統一政府が成立後、一層喫緊の問題となった。一九二二年三月はじめ、袁世凱大統領が英・米・仏・独四国銀行団の北京代表者に、政府は至急一八万両を必要とするのだが国庫にはわずか十七万両しかないことを通告した。これに対して、四国借款団は三月九日一一〇万両を袁政府に交付した。そして、袁政府に書面で今後の三、四、五、六月及び恐らく、七、八月の借款に関し、四国借款団に優先権を付与することを制約させたのである。

四国借款団は協議の上、五年に亘り、総額六千万ポンドを超えない改革借款の提供を約束した。日本はロシアと同様、中国本土に地理的に近接しているのもので、後に四国政府の招請によって借款団に参加したが（六国借款団）、政治的色彩の強いものであった。四月末から、中国側は借款団と借款の前貸し条件について、繰り返し交渉したが、進展がなかった。七月になると、交渉は一旦決裂した。袁世凱は「六国団体は名を支那の救済に借り以て利益を壟断し、内政に干渉するもの」と借款団の専横を攻撃した。⁽⁷⁶⁾

翌一九一三年に入ると、借款団のほかのメンバーによる苛酷な条件と交渉の遷延を見て、アメリカは「問題がもはや中国を援助するための友好的な国際協力ではなく、利己的な政治上の目的を達成するため共通の利害関係をもつ大国の結託である」と指摘し、借款団からの脱退について言及した。三月十八日、改革借款の条件は中国の行政的独立を脅かすという理由で、アメリカは遂に六国借款団からの脱退を声明するにいたった。このことはもちろん他の列強の批判を招いたが、中国側から歓迎を受けた。五国借款団はさらに中国側との交渉を進めていった。

四月八日、袁世凱政府の国会は正式に開会した。二十六日、参議院では国民党の張繼、王正廷が正副議長と

して選ばれ、衆議院では三十日、民主党の湯化龍、共和党の陳国祥が正副議長として選ばれた。二十六日、袁は国会に断わらずに日・英・仏・独・露の五国借款団からの二、五〇〇万ポンドのいわゆる善後借款の契約を成立させた。就任したばかりの参議院議長張継と副議長王正廷は二十六日、各省の都督に向かつて、国会がすでに開かれているにもかかわらず、国会に諮ることなく、政府が日本と改革借款に調印したことを強く非難した。袁は却って、この借款によって、財政的基礎の強化と軍事力の充実を図り、独裁的地位をますます強めた。

これに対して、改革借款の成功は国民党側に大きな打撃を与えることも予想された。南方の孫文、黄興等の南方革命派の首領は列国に対して強く中止を要請するに至ったのである。これによって、南北の対立が一層激化した。

袁世凱はこの莫大な借款によって、反対議員の買収に努め、六月にはさらに国民党系の江西、広東、安徽三省の都督を次々罷免した。

袁世凱の強硬に対応するため、孫文をはじめ、南方革命派も積極的に準備を進めていた。五月、かつて桂内閣の外相を務めていた加藤高明は中国を訪問して、孫文と会見した。孫文の「もし南方で革命が勃発したら日本はどのような態度をとるか」との質問に対して、「日本人は個人的には革命派に同情的であるが、政府は一貫して列国と協調し、袁政府の安定を確保するような努力するであろう」と応えていた。五月十七日、日本の意向を打診するため、黄興は上海で東亜興業の白岩龍平と会見した。白岩は黄興に、日本官民は基本的に国民党に同情を寄せているが、他の列国と協調の關係を持つているため単独に南方を援助することが不可能であり、軍資金調達の見込みがないと勧告した。⁽⁷⁸⁾

江西省反袁の急先鋒であつた李烈鈞都督も、密かにこのごろ高田商会や東亜興業に軍資金の調達を図つた。五月二十二日、黄興は再び白岩と会見し、江西省南萍鉄道の借款契約を締結し、その前貸金を得たいと申し入れた。この報告を受けた大倉組は政府に打診した上、政府にも意向があり、南萍鉄道の続借款とし、成立させる便法を検討中であると答えた。六月二日、黄興宅で中国側孫文、黄興、江西代表と日本側白岩東亜興業取締役、江崎台湾銀行支店長が会合した。その後、白岩は会談の模様を大倉組に報告し、「此際孫逸仙、黄興等に多少の同情を示し、吾が対南方経済政策の助けとなすと同時に兼ねて吾政府の大方針たる江西に於いての根本政策を確立するには得難き好機会」であると上申し⁽⁷⁹⁾た。

このように、中国国内の南北紛争の問題をめぐって日本民間の世論は、南方の革命派に同情的であり、日本政府が上述の善後借款によつて北方の袁政府を助けたことは、山本内閣の中立的立場に反するとして、山本内閣を非難して⁽⁸⁰⁾いた。

六月十日、山本内閣はこの非難への対応として「政府の対清政策」という対華政策に関する長文を發表した。

政府は固より支那の南北に依つて、恩怨親疎の別を設け或いは党争に就いて、軽重偏頗をなさんとするものに非ず、政府の見る所は、支那国民全体にして其の間甲乙の差あることなく、政府の希望する所は平和の維持と事態の鎮靜に在り（中略）、吾政府は固より厳正中立を持ち、一般局外者と共に動乱の再発を欲せざるの希望を一にせり⁽⁸¹⁾

このように、山本内閣は中国国内の南北紛争に関して、厳正中立の立場を表明したが、民間では依然として、山本内閣の対華政策は袁政府を援助する外交であると非難した。

七月十二日、前述のような第二革命が勃発し、これに同情を寄せる日本国の軍人の一部や大陸浪人が南方の革命軍に参加した。しかし、袁大總統の軍隊によって鎮圧され失敗に帰した。苛立った一部の日本の政治家、右翼あるいは軍人たちが革命の最中に起こした前述の三つの漢口・兗州・南京事件は、ついに、世論の憤激を巻き起こした。

日本国内で激昂した世論について、九月九日に発行された『タイムズ』は「支那の反乱及び其後⁽⁸²⁾」と題する社説を掲載した。

吾人ノ見ル所ヲ以テスレハ、阿部氏ノ殺害ハ南京暴行事件ヨリモ痛惜スヘキモノナリ、何トナレハ若シ凶行ノ動機ニシテ、果シテ世上ニ報道セラルルカ如キモノナルニ於テハ、日本ノ過去五十年間ノ自制力ハ、漸ク衰エントシ民衆ノ感情、明治時代ニ於ケルヨリモ抑制シ難キヲ示スモノナレハナリ、又タ過去数日間東京ニ於テ激昂セル民衆ノ示威的暴動モ、同様ノ結論ヲ生スルモノト云ハサルヲ得ス、吾人ハ支那人ニ対スル日本人ノ憤怒ハ決シテ不正当ナリト云フニアラス、唯其憤怒カ程度ヲ超シタルモノアルカ如キヲ惜ム『タイムズ』のこの社説は南京事件に対する日本国内世論の激昂が程度を超えると遺憾の意を示したと同時に、続けて「日本政府ノ態度頗ル平靜ナルハ吾人ノ喜フ所ナリ、畢竟支那ニ関シ日本カ遭遇スル問題ハ、他ノ列強スヘキ問題ト殆ント同一、ナルヘク貿易及財政上支那ト大ナル關係ヲ有スル諸国ハ、何レノ国ト雖トモ、

成ルヘク早く、強固ナル政府ノ確立スルコトヲ助ケントスルモノナリ⁽⁸³⁾と日本政府の事件に対する処置が妥当で、他の列強がこのような問題に遭った時も、同じように袁世凱を助け強固な政府を確立して秩序を回復すべきと唱えた。

かかる状況を背景にして、九日定例閣議が開かれ、三事件について中国政府が帝国の体面を重んじ誠心誠意謝罪の実を表明すること、また、事件に関する責任者を嚴重に処罰することなどが一致に達した⁽⁸⁴⁾。

九月九日、牧野外相が南京事件及び兗州事件に対して、日本側の要求を山座公使に訓令として発した⁽⁸⁵⁾。九月一日、牧野外相は在中国山座公使に国内世論の沸騰した状況を述べ、事件に関する日本側の条件を遷延すれば、軍人及び一般民心の激昂が極みに達し、如何なる事態が発生するか憂慮するため、袁世凱にこの事情を充分に諒解させ、大局上、両国国交の疎通密接すべき東亜における両国の根本主義の動揺をせざる誠意を懇談した。そして、日本帝国政府の決心及び要求を示し、一日も早く我らの要求を貫徹させるよう尽力方至急電を以て要望した⁽⁸⁶⁾。

九月十一日、山座は再び覚書として、袁世凱政府が日本の要求条件の同意を躊躇し、事件の解決を遅延させ、事態が益々困難となることにより生ずる一切の成り行きについて袁政府に責に任ずると声明を出した⁽⁸⁷⁾。

日本はこの再三の催促の中で、十三日、外交次長曹汝霖が山座公使と会見し、政府を代表して、日本側の要求をすべて承諾すると言明した。十五日、文書でこれを通告した⁽⁸⁸⁾。

中国側がこのように速やかに条件をすべて受諾したことについては、アメリカ側からの勧告があったと考えられる。ウィリアムス米代理公使は中国にとって、日本の要求を即時に受諾し、重大なトラブルを招くかもしれないこの事件を解決することが得策だと考えていた。もし遷延すれば、日本は遥かに重大な要求を提出する

かもしれないという噂が飛んでいることをも、同代理公使は報告している⁽⁸⁹⁾。

確かに、当時ヨーロッパの新聞紙上の論調をみると、「本件ヲシテ国際的問題タラシメサルモノアリ、欧州列強ハ外国人ノ有スル条約上ノ保護ヲ確保センコトヲ欲スルモノニシテ、南京事件ニ関シテハ何等容喩スルコト能ハサルナリ、日本ノ要求ハ至極妥当ナルモノニシテ、支那ニシテ直チニ之ニ応ゼズバ、支那ハ世間ノ同情ヲ失フニ至ルヘシ」と日本に同情的であった。このように、列強は日本政府の事件に対する強硬な要求が妥当であり、中国が早く受諾しなければ世間の同情を失うという恐れがあった。このような論調が成り立つ基本としては、日本政府と列強の協調政策に基づいて、中国が現状を維持することを望むのではなく、列強が日本との協調に基づき、中国における現状維持を希望するのである。

このように、中国の受諾によって、この三事件の処置は九月末にはほぼ完了した。十月十日、外務省が三事件について「日支交渉顛末⁽⁹¹⁾」を発表して、事件についての交渉は一応落ち着いた。

おわりに

辛亥革命が勃発した後、日本政府はもちろん、各勢力も革命に積極的な対応を取った。しかしながら、革命情勢の推移によって、かかる対応施策はいずれも具体化しなかった。これは積極的に中国の革命運動に干渉しようとする軍部の不満を買ってしまった。

この時期、中国をめぐって、日本と主要列強は裏では相互に競争し、中国における利益の拡大を図るのに対し、表面では協調関係を維持していた。日本の対華政策からみれば、政府は列強諸国との協調を保ちながら、

中国の領土保全を対華の方針とし、現状維持を図った。この対華政策から、当然中国の内政、南北紛争問題について、袁政府側にも反袁政府側にも片寄らない中立的な立場をとるほうがいいと思われていた。しかし、山本内閣は善後大借款を通して、北京政府に実質的な援助をした。これは革命派に同情を寄せる日本国内の軍人の一部や大陸浪人の不満を招いた。

まさにこのような軍部や浪人の不満がたまっていたため、対支研究会は第二革命の寸前に発足し、滿蒙問題の解決を唱導し、勢力の拡大に努めた。そして、ちょうど第二革命中に漢口、兗州、南京事件が発生した。この絶好のチャンスを利用して、陸軍だけではなく、対支同志連合会も世論の沸騰に大いに力を入れた。この陸軍及び民間からかけた圧力に直面して、牧野はとうとう譲歩を余儀なくされ、対華親善の外交政策は破棄され、ついに陸軍の圧力に屈した。

この時から、牧野が元々堅持していた平和的な方法を以て行われていた在華權益の拡大や、対華親善の外交初志が次第に変わっていくようになった。三事件の処理に当たり、対華強硬の解決結果はさらに陸軍の欲望を掻き立てた。この最悪の先例を作ってまもなく、九月十一日、昌黎停車場において、中国巡警と日本守備兵の間で、些細なことが原因で日本守備隊は中国巡警局を包囲して、巡警五人を銃殺した事件が発生した。日本陸軍のこの乱暴な行動に対して、牧野は再び陸軍から圧力をかけられ、対華強硬の立場をとった。牧野の対華親善政策はついに実現されず、対華強硬に転じた。これもその後の日本の日本の対華政策の基調となった。この意味で、第二革命時に発生したこの三事件をめぐる日本の対応は牧野の対華政策の新たな出発点になったとも言えるだろう。

注

- (1) 松岡八郎「第一次山本内閣と政党」『東洋法學』二二卷一号、一九七九年、三四頁。
- (2) 栗原健「阿部外務省政務局長暗殺事件と対中国（滿蒙）問題」『國際法外交雜誌』五五卷五号、一九五六年、同『對滿蒙政策史の一面』（原書房、一九六六年）所収、九六～九七頁、外務省編『日本外交年表並主要文書』、財団法人日本國際連合協會、一九五五年、上卷三六九～三七六頁。
- (3) 牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、二七頁。
- (4) 坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年、七八頁。
- (5) 細谷は牧野自身のそれまでの外交経歴を振り返り、牧野が優れたリーダーシップ、また大勢に逆らって自己の所信を実現する激しい気魄、あるいは卓越した実践力の持ち主ではない、いわば智将型の政治家だと指摘した。細谷はさらに日本外交の系譜のうえに、牧野が外交家として、明らかに「軟弱外交」の系列に属していると述べた。（細谷千博『日本外交の座標』中央公論社、一九七九年、一二～一七頁）。なお外交ルートの視点については坂野潤治『近代日本の外交と政治』（研文出版、一九八五年、七七～一〇五頁）を参照。
- (6) この三事件に関する先行研究として、佐藤三郎は三事件の検討を通して、近代日本の中国に対する態度の典型的なものを明らかにした。その典型的なものは、即ち、反省すべきみずからの非はできるだけ押し隠して相手を責め上げ、無理をもって理をも圧倒しようとする態度であり、相手の無力を軽蔑し、力をもって押し切ろうとする態度である（佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館、一九八四年、三三八～三八七頁）。栗原健は主に当時日本外務省阿部守太郎政務局長が暗殺された事件を中心に、日本の対中国（滿蒙）問題の論述を通して、事件が阿部政務局長の暗殺された動機であると指摘した（前掲栗原健「阿部外務省政務局長暗殺事件と対中国（滿蒙）問題」八七～一三三頁）。臼井勝美は事件をめぐる輿論の激昂は浪人とこれを背後から操縦する陸軍の煽動によるものだと主張した（臼井勝美『日本と中国——大正時代』原書房、一九七二年、三六～四〇頁）。山本四郎はこれらの事件を例とし

て取り上げ、当時山本内閣の対華問題について、新聞雑誌など豊富な史料を駆使して、詳しく分析したうえ、政府が一部の勇ましい団体に煽動されモツブな役割を演じたに過ぎぬ民衆の声に、あまりに神経質になりすぎ、次第に強硬になっていったと指摘した（山本四郎『山本内閣の基礎的研究』同朋舎、一九八二年、三四六～四一四頁）。波多野勝は事件の対処に際して、日本外務省及び政府が直接当事者の陸軍の圧力、さらに輿論の激昂に相当譲歩し、特に張勳に対して第三艦隊を背景とした砲艦外交を展開したと指摘して、その原因は政府が憲政擁護運動以来の民衆運動を安易に拒絶できない状況が存在したからであると語った（波多野勝『近代東アジアの政治変動と日本の外交』慶應通信、一九九五年、一六一～一八四頁）。本稿の事件に関して依拠する参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正二年』（以下は『文書二年』と略称）、外務省外交史料館蔵『外務省警察史』（不二出版、二〇〇一年）第四九卷一五八～一六五頁。中国側は『中華民国外交部檔案』漢口事件が〇三―三三―〇五五―〇二、兗州・南京事件が〇三―三三―一八三、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

(7) 詳細は櫻井良樹「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣遺隊）——漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治——」『経済社会総合研究センター Working Paper=RIPRESS Working Paper 29』、二〇〇八年、一～四一頁。李少軍「民国初期在漢口之日本陸軍派遣隊述略」『近代史研究』第二期、二〇一三年、七九～九六頁を参照。

(8) 大正二年八月十六日、在漢口与倉中支派遺隊司令官より大島参謀次長宛、極秘『文書二年』四三六頁。

(9) 大正二年八月十二日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二五一号、『文書二年』四三四頁。

(10) 大正二年八月十七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二五二号別電、『文書二年』四三四～四三五頁。

民国二年八月、湖北交渉署より外交部宛て鈔電「武開疆案」『中華民国外交部檔案』〇三―三三―〇五五―〇二―〇

〇二、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

(11) 大正二年八月十七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二五一号、『文書二年』四三五頁。

(12) 大正二年八月十七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二七二号、『文書二年』四三八頁。

- (13) 大正二年八月十五日、牧野外務大臣より在漢口芳沢総領事宛て、第七四号、『文書二年』四三五頁。
- (14) 大正二年八月十六日、牧野外務大臣より在漢口芳沢総領事宛て、第七五号、『文書二年』四三五頁。
- (15) 宇都宮太郎関係資料研究会編、『日本陸軍とアジア政策陸軍大将宇都宮太郎日記2』岩波書店、二〇〇七年、二五四頁。
- (16) 大正二年八月十七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第七二号、『文書二年』四三九頁。
- (17) 辛亥革命後、一九二一年一月一日日本は漢口に中清派遣隊を派遣した。その後、派遣隊は居留民保護の名目で漢口の日本専管居留地の隣に兵舎を建築した。これに対して、中国は主権の侵害として数回にわたって日本側に抗議をした（芳沢謙吉『外交六十年』中公文庫、一九九〇年、五七頁。櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』、岩波書店、二〇〇九年、一八六頁。櫻井良樹「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣隊）——漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治——」『経済社会総合研究センター Working Paper=RIPeSS Working Paper 29』、二〇〇八年、一三三頁）。
- (18) 詳細は片倉芳和「季雨霖事件」『東方学』七〇号、一九八五年、一〇五～一七頁を参照。
- (19) 大正二年八月十七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第七二二号、『文書二年』四三七頁。
- (20) 大正二年八月十七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第七二二号、『文書二年』四三八頁。
- (21) 大正二年八月十七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第七二二号、『文書二年』四三八頁。
- (22) 大正二年八月二十一日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二八六号、『文書二年』四四二頁。
- (23) 民国二年九月十四日、特派湖北交渉員より外交部呈「呈報日兵官兵刺傷衛兵值日官武開疆一案呈奉副總統批繼續文涉抄錄原呈請鑒核備查由」『中華民國外交部檔案』〇三一三三—〇五五—〇二—〇〇九、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。
- (24) 大正二年八月二十三日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四〇九号『文書二年』四四六頁。
- (25) 大正二年八月二十三日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四〇九号『文書二年』四四六頁。

(26) 大正二年八月三十日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣あて、附属書二『文書二年』四五三頁。

(27) 芳沢謙吉『外交六十年』中公文庫、一九九〇年、五七頁。櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』、岩波書店、二〇〇九年、一八六頁。櫻井良樹「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遺隊）——漢口駐屯の日本陸軍派遣遺隊と国際政治——」『経済社会総合研究センター Working Paper=RIPRESS Working Paper 29』、二〇〇八年、一三三頁。

(28) 一、下山人及現場ニ在リシ將校ハ嚴刑ニ処スルコト

但シ右刑ノ執行ノ時ニハ漢口ニ駐劄セル日本將校ノ立会ヲ要スルモノトス

一、前項下山人ノ属スル直系長官ハ中隊長、大隊長、連隊長、旅団長、師団長、軍司令官又ハ都督ニ至ル迄並ニ本件ニ関与シタル漢口鎮守使錫鈞同參謀長張厚森ヲ直ニ免職スルコト

右ノ免職者ハ少クモ一個年以内ニ文武大小ノ官ニ就クヲ許サス

一、謝罪使ヲ日本ニ送ルコト

一、被害日本將校及兵卒ノ損害及名誉毀損ノ賠償トシテ左ノ件ヲ要求ス

イ、西村少尉ノ身体及物件ノ傷害及名誉毀損ノ賠償トシテ支那政府ハ金若干円ヲ出スコト

ロ、兵卒ニ対シ金若干円ヲ出スコト

一、前各項ノ外従前ノ懸案タル左記ノ兩件ヲ併セテ解決スルコト

漢口ニ在ル日本兵營敷地及之ニ属スル道路ヲ日本居留地ニ編入スルコト

漢口ニ日本ノ軍用無線電信ヲ植立スルノ権利ヲ認ムルコト

(大正二年八月三十日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣あて、附属書一『文書二年』四五三頁)

(29) 同前。

(30) 一、侮辱行為ヲ直接ニ指揮又ハ下手シタル將校兵卒ヲ総テ嚴重処刑スルコト並ニ右処刑ニハ我陸軍將校ヲシテ立会

ハシムルコト、二、侮辱行為アリタル將卒ノ直屬大隊長ヲ免官シ其監督上官即チ連隊長及旅団長ヲ嚴重戒飭スル

コト

- 一、右両項ノ各処分実行ト共ニ一面当該師団長又ハ司令官ヨリ親シク総領事館ニ来ツテ陳謝ノ意ヲ表シ一面黎都督ヨリ前記各処分実行ノ旨ヲ総領事及我派遣隊司令官ニ通告シテ陳謝ノ意ヲ表スルコト
- 一、別ニ支那政府ヨリ公然日本政府ニ対シ遺憾ノ意ヲ表スルコト
- (31) 九月二日、松井次官が外相の命により、陸軍次官と協議し、陸軍の希望を容れたものである。牧野外相の原案は一、侮辱行為を直接に指揮又は下手したる將校兵卒を厳罰に処すること、二、侮辱行為ありたる將卒の直屬大隊長を免官し其監督上官は例えは連隊長及び旅団長を嚴重に戒飭すること。
- (32) 大正二年九月四日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第六九七号『文書二年』四五九頁。
- (33) 大正二年九月六日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四三一号『文書二年』四六一頁。
- (34) 民国二年九月十三日、會議軍事処より外交部宛函、「抄送南京張都督來電呈復川崎大尉現已釋放並未留難」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇一—〇〇四、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。
- (35) 大正二年八月二十六日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣宛て、附屬書二『文書二年』四五〇頁。
- (36) 同前。
- (37) 大正二年八月二十三日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第六六七号、『文書二年』四四八頁。
- (38) 民国二年八月、駐京日本使館より外交部宛函「請將武衛軍捕禁日本武官之當事者嚴重處分」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇一—〇〇一、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。
- (39) 大正二年九月二日、在上海有吉總領事より牧野外務大臣宛て、第二八六号、『文書二年』四五七—四五八頁。
- (40) 民国二年九月四日、日本館より外交部宛報告「摘抄南京日領電告張軍慘殺日人事」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇二—〇〇一、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。
- (41) 民国二年九月五日、張都督より大總統府宛電「抄送南京張督電稱日領所稱各詞毫無根據」『中華民國外交部檔案』

- 三―三三―一八三―〇二―〇〇三、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (42) 民国二年九月、大總統府秘書庁より南京馮宣撫使宛電「派員赴寧查辦」『中華民國外交部檔案』○三―三三―一八三―〇二―〇一三、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (43) 民国二年九月六日、外交部より駐日本馬代辦宛電「日本商人被害已派員查辦希向日外部道歉並告以政府重視此案之意」『中華民國外交部檔案』○三―三三―一八三―〇二―〇〇七、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (44) 民国二年九月八日、南京馮宣撫使より外交部宛電「南京日本案究應如何因應請大總統核奪示遵並飭部迅催交涉員赴寧」『中華民國外交部檔案』○三―三三―一八三―〇二―〇一六、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (45) 民国二年九月、大總統府秘書庁より南京宣撫使宛電「派員赴寧查辦」『中華民國外交部檔案』○三―三三―一八三―〇二―〇一三、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (46) 『朝日新聞』朝刊、一九一三年九月三日、五頁。
- (47) 『東京日日新聞』、一九一三年九月三日、二頁。
- (48) 『朝日新聞』朝刊、一九一三年九月四日、二頁。
- (49) 『東京日日新聞』、一九一三年九月四日、二頁。
- (50) 『朝日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、二―三頁。『東京日日新聞』、一九一三年九月五日、二―三頁。
- (51) 『朝日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、二頁。
- (52) 牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、二七―二八頁。
- (53) 『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年(大正二年)六月二十九日、二頁。
- (54) 『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年(大正二年)七月四日、四頁。
- (55) 『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年(大正二年)七月二十一日、二頁。
- (56) 「支那同志会は愈対支研究会へ合併する事と決定したるにより対支研究会にては二十三日の臨時評議員会に提出し

- てこれを決定の上其合併を實行する予定なり」(『東京朝日新聞』朝刊、一九二三年(大正二年)七月二十四日、四頁)。
- (57) 『大阪朝日新聞』朝刊、一九二三年(大正二年)七月二十八日、二頁。
- (58) この趣旨をめぐり、七月二十七日、対支十三団体連合大会総会を開いた時、激論して大騒ぎした(『大阪朝日新聞』朝刊、一九二三年(大正二年)七月二十八日、二頁)。
- (59) 「本会ハ我帝国ノ支那ニ対スル方針政策ノ確立ヲ期シ滿蒙問題ノ解決ヲ図ルヲ以テ目的トス」内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三卷』芙蓉書房出版、一九九四年、二六二頁。
- (60) 内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三卷』芙蓉書房出版、一九九四年、二六二頁。
- (61) 趙軍「辛亥革命期における日本の対中国民間外交」『千葉商大論叢』四一(三三)、二〇〇三年、一〇三四頁。
- (62) 内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三卷』芙蓉書房出版、一九九四年、二六六頁。
- (63) 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、三頁。
- (64) 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、三頁。
- (65) 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月六日、三頁。
- (66) 『朝日新聞』朝刊、一九一三年九月六日、二頁。
- (67) 栗原健『対滿蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、九六頁。
- (68) 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、三頁。
- (69) 黒龍会編纂『東亞先覚志士記伝』中巻、黒竜会出版部、一九三五年、五六〇頁。
- (70) 牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、三八頁。
- (71) 原奎一郎編『原敬日記』福村出版、一九八一年、第三巻、一九一三年九月九日。
- (72) 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月十日、三頁。
- (73) 浅田江村「南京事件に対して」『太陽』一九一三年十月号、一五頁。

- (74) 初瀬龍平「内田良平と中国問題——第一次世界大戦期」『アジア研究』十七卷（一九七〇—一九七二）三十四号、三二頁を参照。
- (75) 牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、三〇頁。
- (76) 七月十一日、伊集院公使への談話、『文書元年』第二冊、九一七文書。
- (77) *Foreign Relations of the United States, 1913, p. 164.*
- (78) 白井勝美『日本と中国——大正時代』原書房、一九七二年、三二頁。
- (79) 白井勝美『日本と中国——大正時代』原書房、一九七二年、三三頁。
- (80) 曾村保信『近代史研究——日本と中国』小峯書店、一九七七年、一四四頁。
- (81) 『朝日新聞』朝刊、一九一三年六月十日、二頁。
- (82) 大正二年九月九日、在英国井上大使より牧野外務大臣宛て、第一二七号、『文書二年』四八二頁。
- (83) 同前。中国側は、民国二年九月十六日、曹次長赴日本館會晤山座公使問答「日本三案條件政府均行允諾」『中華民国外交部檔案』〇三一三三一—一八三—〇二—〇二五、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏、を参照。
- (84) 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月十日、三頁。
- (85) 南京事件について、
- 一、虐殺掠奪ヲ行ヒタル兵卒及直接之ヲ指揮シタル將校ヲ其情狀ニ從ヒ死刑又ハ其他ノ嚴重ナル処罰ニ附スルコト
 - 並ニ右処刑（継続的刑罰ニ付テハ宣告）ニハ在南京帝國領事又ハ領事館員ヲ立会ハシムルコト
 - 二、張勳始メ前記將卒ノ直系上官ヲ嚴重戒飭スルコト
 - 三、張勳親ラ在南京帝國領事館ニ来リ帝國領事ニ陳謝ノ意ヲ表スルコト
 - 四、死傷者其他一般被害者ニ対シ相当賠償金ヲ支払フコト
 - 五、凶行ヲ敢テシタル連隊ヲシテ我領事館前ニ来リ謝罪ノ意ヲ表スル為メ札ヲ行ハシムルコト

- (大正二年九月九日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四四二号『文書二年』四八〇—四八一頁。中国側は、民国二年九月十六日、日本使館より外交部宛節略「日本三案之要求希望各條件」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇二—〇二一、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵を参照)
- 兗州事件は漢口事件及び南京事件と比べると、事態の軽重が比較的異なるのだが、大尉の身分がよくわかって、数日間不法に監禁をされ、帝国軍人を侮辱したことが到底容認できないため、日本は以下の要求を提出した。
- 一、直接責任者ヲ嚴重処分シ其監督官ヲ免官スルコト、二、当該軍隊最高指揮官親ラ我北支駐屯軍司令部ニ来リ司令官ニ陳謝ノ意ヲ表スルコト、三、別ニ支那政府ヨリ帝国公使ニ対シ公文ヲ以テ陳謝ノ意ヲ表スルコト
- (民国二年九月、日本使館より外交部宛節略「送來要求條件三款」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇二—〇〇六、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵)
- (86) 民国二年九月十六日、日本使館より外交部宛節略「日本三案之要求希望各條件」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇二—〇二一、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (87) 民国二年九月十一日、外交部より大総統呈「呈據日本提出三案條件請鑒核」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇二—〇二二、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (88) 民国二年九月十六日、曹次長赴日本館會晤山座公使問答「日本三案條件政府均行允諾」『中華民國外交部檔案』〇三—三三—一八三—〇二—〇二五、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。
- (89) *Foreign Relations of the United States, 1913, p. 130-131.* 臼井勝美『日本と中国——大正時代』原書房、一九七二年、三九頁参照。
- (90) 大正二年九月十三日、在英国井上大使より牧野外務大臣宛て、第二二二号、『文書二年』四九四頁。
- (91) 『朝日新聞』朝刊、一九一三年十月十一日、二頁。